



2012年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 生保顧客

## 資産相談業務

実施日 2013年1月27日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

### 注意

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は拳手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- S 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- S 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月27日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。  
3月7日(予定)に受検者全員に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。  
また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。( <http://www.kinzai.or.jp/gokaku> )  
携帯サイトでも、受検番号の入力により可否を確認できます。( <http://m.kinzai.or.jp/> )

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。ただし，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例および復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算については，特に指示のない限り，考慮しないものとします。
- 2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（58歳）は、妻Bさん（58歳）との2人暮らしである。Aさんは、大学卒業後から現在の会社（X社）に勤務している。X社の定年は満60歳であるが、希望すれば60歳以後も継続して勤務することが可能である。

Aさんは、自分はどのくらい年金を受け取ることができるのか、あるいは働きながら年金を受け取る場合はどうなるのかなど、公的年金制度について理解を深めたいと考えている。そこで、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび妻Bさんに関する資料 >

(1) Aさん

生年月日：昭和29年4月13日

〔公的年金の加入歴（60歳までX社に勤務した場合の見込みを含む）〕

20歳

60歳

国民年金 未加入 (36月)	厚生年金保険	
	(312月)	(132月)
	平成15年3月までの 平均標準報酬月額300,000円	平成15年4月以後の 平均標準報酬月額500,000円

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和29年8月12日

〔公的年金の加入歴〕

20歳からAさんと結婚するまでは国民年金の第1号被保険者として保険料を納付、結婚後は第3号被保険者として加入。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にある。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが60歳でX社を定年退職し、再就職しない場合、原則として61歳から受給できる報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の年金額を、平成24年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づき求めなさい。計算にあたっては、《設例》および下記の〈資料〉を利用し、計算過程を示すこと。なお、物価スライド率については、下記の数値群から適切な数値を選んで計算すること。

また、端数処理については、以下のとおりとすること。

- ・〔計算過程〕においては、円未満を四捨五入
- ・答の年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

<資料>

特別支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分の額 = (     +     ) × 1.031 × 物価スライド率

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 ×  $\frac{7.5}{1,000}$  × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 ×  $\frac{5.769}{1,000}$  × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

数値群

0.964      0.978      0.985

《問2》 60歳台前半の在職老齢年金の仕組みについて説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〃 で示してある。

Aさんが61歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、特別支給の老齢厚生年金は、総報酬月額相当額との間で調整が行われ、年金額の一部または全部が支給停止となる場合がある。支給停止額は、総報酬月額相当額と( )に応じて決定される。総報酬月額相当額と( )の合計額が( )以下であれば年金は全額支給されるが、( )を超える場合は、下記の表の計算式によって支給停止額(月額)が算出される。仮に、総報酬月額相当額が30万円、( )が10万円である場合、1カ月当たりの支給停止額は( )となる。

<在職による支給停止月額(平成24年度)>

総報酬月額相当額(A) (B)	46万円以下	46万円超
28万円以下	$(A + B - 28万円) \times \frac{1}{2}$	$\{(46万円 + B) - 28万円\} \times \frac{1}{2} + (A - 46万円)$
28万円超	$A \times \frac{1}{2}$	$46万円 \times \frac{1}{2} + (A - 46万円)$
A = その月の標準報酬月額 + $\frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$ B = 老齢厚生年金の額 ÷ 12		

語句群

イ．年金月額    口．基本月額    八．報酬比例月額    二．4万円    ホ．6万円  
 へ．8万円    ト．10万円    チ．28万円    リ．36万円    又．38万円  
 ル．46万円

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが60歳でX社を定年退職し、再就職しない場合、老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することも検討事項となりますが、老齢厚生年金を繰り上げる場合、老齢基礎年金も同時に繰り上げることになります」

「Aさんが60歳以後もX社に勤務し、賃金が60歳到達時点に比べて85%未満に低下した場合は、所定の手続により、原則として雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が支給されます」

「Aさんが65歳まで厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、妻Bさんは、Aさんが65歳でX社を退職するまで国民年金の第3号被保険者となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんと賃貸アパートで暮らしている。Aさんは、生命保険の見直しについて漠然と考えていたところ、職場の同僚から紹介された生命保険会社の営業担当者から、下記の収入保障保険の提案を受けた。そこでAさんは、生命保険の見直しや収入保障保険の概要等について、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（37歳）： 会社員。平成24年中の給与収入の金額は650万円である。

妻Bさん（38歳）： 専業主婦。平成24年中の収入はない。

長男Cさん（10歳）： 小学4年生。平成24年中の収入はない。

二男Dさん（7歳）： 小学1年生。平成24年中の収入はない。

< Aさんが加入している生命保険に関する資料 >

保険の種類： 5年ごと利差配当付終身保険（65歳払込満了）

契約年月日： 平成20年5月1日

契約者（＝保険料負担者）： Aさん

被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

死亡保険金額： 1,000万円

月払保険料（口座振替）： 18,660円

< Aさんが提案を受けている収入保障保険に関する資料 >

保険の種類： 収入保障保険（無配当）

契約年月日： 平成25年2月1日（加入時年齢：38歳0カ月）

契約者（＝保険料負担者）： Aさん

被保険者： Aさん

収入保障年金受取人： 妻Bさん

保険期間・保険料払込期間： 60歳満了

年金額： 240万円（月額20万円）

月払保険料（口座振替）： 9,300円

年金の最低支払保証期間： 5年

40歳（保険期間満了まで20年0カ月）で死亡した場合の年金受取総額：4,800万円

50歳（保険期間満了まで10年0カ月）で死亡した場合の年金受取総額：2,400万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額を計算した。遺族に必要な生活資金等の総額（支出総額）、必要保障額、をそれぞれ求めなさい。計算にあたっては下記の＜条件＞を利用し、それ以外の条件等は考慮しなくてよい。

＜条件＞

- ）現在の毎月の日常生活費（住居費を除く）は20万円であり、Aさん死亡後から第2子が独立するまで（15年間）の生活費は、現在の日常生活費の70%とし、第2子独立後の期間における妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。
- ）第2子独立時の妻Bさんの年齢における平均余命は、35年とする。
- ）Aさんの葬儀費用等は、300万円とする。
- ）Aさん死亡後の住居費の総額は、4,500万円とする。
- ）子ども2人の教育資金および結婚援助資金の総額は、3,300万円とする。
- ）死亡退職金見込額と保有金融資産の合計額は、2,300万円とする。
- ）Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、6,200万円とする。
- ）設例の生命保険の保障金額は、考慮しなくてよい。

《問5》 収入保障保険の概要についてMさんが説明した次の記述 ～ について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「収入保障保険は、被保険者が死亡または所定の高度障害状態となった場合に、所定の期間、収入保障年金または高度障害年金が毎年（毎月）支払われる生命保険であり、現在のところ、年金支払に代えて年金の一括支払を選択できる商品はありません」

「提案を受けている収入保障保険に加入した後、仮にAさんが57歳（保険期間満了まで3年0カ月）で死亡した場合の年金受取総額は、720万円となります」

「収入保障保険は、保険期間の経過とともに年金受取総額が逡減しますので、収入保障保険の加入時点の年金受取総額と定期保険（平準定期保険）の保険金額が同額で、保険期間等の他の条件も同一である場合は、通常、定期保険の保険料に比べて収入保障保険の保険料のほうが割安になります」



《問6》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「必要保障額は、マイホームの購入やお子様の独立などのライフイベントによっても変動します。今後も節目ごとに必要保障額の再計算を行って死亡保障額の過不足を確認し、生命保険の加入内容の見直しを検討することをおすすめします」

「Aさんの場合、提案を受けている収入保障保険の加入時点の年金受取総額が、現時点の必要保障額を上回っているため、仮に加入中の終身保険を解約したとしても、収入保障保険への加入のみで死亡保障額の準備は足りることになります」

「仮に、Aさんが加入中の終身保険を解約し(平成25年1月分の保険料は支払済)、提案を受けている収入保障保険に加入した場合(平成25年2月分から12月分までの保険料を支払うものとする)、Aさんは、平成25年分の所得税の計算において、一般の生命保険料控除として50,000円を控除することができます」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（45歳）は、それまで勤めていた大手金融機関を平成20年に退職し、株式会社X（以下、「X社」という）を設立した。X社の業績は堅調であり、来年度は従業員数を8名に増員する予定である。X社では現在、Aさんが死亡した場合の事業保障資金の確保やAさんの役員退職金の準備等を目的とした下記の生命保険への加入を検討している。そこで、生命保険会社の営業職員であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< X社が加入を検討している生命保険に関する資料 >

保険の種類	: 無配当定期保険
契約年月日	: 平成25年2月1日（加入時年齢：45歳）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 98歳満了
死亡保険金額	: 1億円
年払保険料	: 270万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 《設例》の生命保険についてMさんが説明した次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「事業保障資金の算出方法として、短期債務額（短期借入金＋買掛金＋支払手形）に全従業員の1年分の給与総額を加算する方法があります。なお、事業保障資金を生命保険で準備する場合、受取保険金に対する法人税等の額も考慮するとよいでしょう」

「X社が加入を検討している生命保険の解約返戻金の額は、保険期間の経過や市場金利の動向によって変動します。市場金利の動向を注視し、将来、解約返戻金の額が払込保険料総額を上回るときを見計らって解約するとよいでしょう」

「将来、保険料の払込みが困難になった場合等においては、当該生命保険を払済保険にすることも検討に値しますが、その際は保険金額が少なくなることにご留意ください。また、払済保険変更時においてX社の経理処理は不要です」

《問8》 X社が将来、Aさんに役員退職金5,000万円を支給するとした場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、計算過程を示して求めなさい。なお、Aさんの役員在任期間(勤続年数)は24年2カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問9》《設例》の生命保険に係るX社の経理処理(仕訳)について、下記の条件を基に、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ~ワのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は示してある。

条件

- ・ Aさんが65歳の時に解約するものとする。
- ・ 解約返戻金の額は、5,000万円とする。
- ・ 解約時までX社が払い込んだ保険料の総額は、5,400万円とする。

<第1回保険料払込時の経理処理(仕訳)>

借 方		貸 方	
定期保険料	135万円	現金・預金	270万円
( )	135万円		

<解約時の経理処理(仕訳)>

借 方		貸 方	
現金・預金		( )	( )万円
		( )	( )万円

語句群

イ．支払保険料	ロ．前払保険料	ハ．雑収入	ニ．雑損失	ホ．400
ヘ．1,400	ト．1,800	チ．2,300	リ．2,700	ヌ．3,600
ヲ．5,000	ワ．5,400			

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人家族である。Aさんは、平成24年中に、一時払終身保険および一時払変額個人年金保険を解約した。

Aさんの家族構成や平成24年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- Aさん（54歳）： 会社員  
妻Bさん（52歳）： 平成24年中にパートによる給与収入960,000円を得ている。  
長男Cさん（21歳）： 大学3年生。平成24年中に収入はない。  
長女Dさん（18歳）： 高校3年生。平成24年中にアルバイトによる給与収入450,000円を得ている。

< Aさんの平成24年分の収入等に関する資料 >

- (1) 給与収入の金額 : 9,500,000円  
(2) 上場株式の譲渡損失の金額 : 300,000円  
( 証券会社を通じて譲渡したものである )  
(3) 上場株式の配当の金額 : 60,000円 ( 税引前 )  
( Aさんは、上場株式の配当について申告分離課税を選択するものとする )  
(4) 一時払終身保険の解約返戻金  
契約年月日 : 平成14年5月1日  
契約者 (= 保険料負担者) : Aさん  
解約返戻金 : 16,100,000円  
正味払込保険料 : 15,000,000円  
(5) 一時払変額個人年金保険の解約返戻金  
契約年月日 : 平成15年5月1日  
契約者 (= 保険料負担者) : Aさん  
解約返戻金 : 10,100,000円  
正味払込保険料 : 10,000,000円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと生計を一にしている。

年齢はいずれも、平成24年12月31日現在のものである。

全員、障害者および特別障害者には該当しない。

上場株式を取得するための借入金の利子はない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成24年分の所得税の計算において、総所得金額に算入される一時所得の金額を、計算過程を示して求めなさい。

《問11》 Aさんの平成24年分の所得税の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

長男Cさんは特定扶養親族に該当し、長女Dさんは控除対象扶養親族に該当しないため、Aさんの平成24年分の所得税における扶養控除の額は、63万円である。

Aさんの上場株式の譲渡損失の金額は、上場株式の配当の金額と損益通算することができる。

Aさんは、平成24年分の所得税の確定申告書を提出する義務がある。

《問12》 Aさんの平成24年分の所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄  
 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分  
 は 示してある。

( a ) 総所得金額	( ) 円
社会保険料控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
配偶者控除	( ) 円
扶養控除	
基礎控除	
( b ) 所得控除の額の合計額	2,860,000 円
( c ) 課税総所得金額 ( a - b )	
( d ) 算出税額 ( c に対する税額 )	( ) 円
( e ) 源泉徴収税額	470,500 円
( f ) 申告納税額または還付税額 ( d - e )	

< 資料 > 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (650,000円に満たない場合は, 650,000円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 180,000円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 540,000円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 1,200,000円
1,000	~	収入金額 × 5% + 1,700,000円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超		
	5%	-
195	~ 330	97,500円
330	~ 695	427,500円
695	~ 900	636,000円
900	~ 1,800	1,536,000円
1,800	~	2,796,000円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）



【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

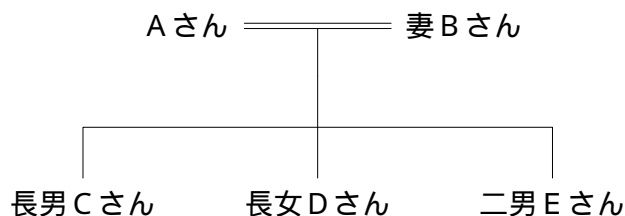
《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）のオーナー社長であるAさん（68歳）は、友人が急死したことを機に、自身の相続やX社の事業承継について考えるようになった。Aさんの推定相続人は、妻Bさん（66歳）、X社の専務取締役の長男Cさん（37歳）、他県に嫁いでいる長女Dさん（35歳）、および大手商社勤務の二男Eさん（32歳）の4人である。

Aさんは、自宅の宅地および建物を妻Bさんに、X社株式のすべてを長男Cさんにそれぞれ相続させたいと考えており、その旨の遺言を公正証書により作成するつもりであるが、Aさんの保有財産の価額に占めるX社株式の価額の割合が高いため、遺言の内容について長女Dさんや二男Eさんが少なからず不満を示すのではないかと心配している。

Aさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの主な保有財産 >

現金および預貯金	……	3,000万円
自宅（宅地180㎡）	……	8,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）
自宅（建物）	……	1,000万円（固定資産税評価額）
X社株式	……	1億6,000万円（相続税評価額）
死亡退職金	……	3,000万円（Aさんが現時点で死亡した場合の金額である）

このほか、上場株式や投資信託等の金融資産を保有している。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を，下記の 語句群 のイ～ヲのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

公正証書遺言は，その作成時に証人の立会が（ ）であり，また，相続開始後に家庭裁判所に対して検認を請求する必要（ ）。作成した遺言書の原本は公証人役場に保管されるため，遺言書の紛失や改ざんといったトラブルを未然に防ぐ効果がある。

仮に，Aさんの相続における遺留分算定の基礎となる財産の価額を3億円とした場合，長女Dさんおよび二男Eさんの遺留分の額は，いずれも（ ）となる。Aさんについて相続が開始し，Aさんの遺言の内容に従って遺産が分割された場合，長女Dさんおよび二男Eさんの遺留分は侵害されるおそれがある。この場合，長女Dさんおよび二男Eさんは，Aさんの相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から（ ）以内に長男Cさんに対して遺留分の減殺請求を行えば，自己の遺留分を保全することができる。

語句群

イ．不要	ロ．1人以上必要	ハ．2人以上必要	ニ．がある	ホ．はない
ヘ．2,500万円	ト．3,750万円	チ．5,000万円	リ．7,500万円	
ヌ．1年	ル．2年	ヲ．3年		

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

遺言の作成後に，新たな遺言を作成することによって前の遺言を変更（撤回）することが可能であるが，公正証書により作成した遺言の内容を，自筆証書や秘密証書によって変更（撤回）することはできない。

契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人を長男Cさん，被保険者をAさんとする終身保険に加入すれば，長女Dさんや二男Eさんに対する代償交付金を準備できるとともに，相続税において死亡保険金の非課税の規定を活用することができる。

Aさんに係る相続により妻Bさんが自宅の宅地および建物を取得した場合，妻Bさんは，相続税の申告期限までにその宅地および建物を売却したとしても，その宅地について特定居住用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）を1億6,200万円と仮定した場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は で示してある。

( a ) 課税価格の合計額		
( b ) 遺産に係る基礎控除額		
課税遺産総額 ( a - b )		1 億6,200万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		( ) 万円
長男 C さん		
長女 D さん		( ) 万円
二男 E さん		
相続税の総額 ( c )		( ) 万円

< 相続税の速算表 ( 一部抜粋 ) >

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	-
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）